

## 裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

審査請求人が、平成29年2月16日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成29年2月3日付けで行った住宅扶助（住宅維持費）の申請却下処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成26年9月26日付けで、処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（以下「法」という。）による保護を開始した。
- 2 平成29年1月16日 請求人と同じ市に住む母が、ほぼ毎日請求人宅を訪問し、家事及び金銭管理を手伝っていたが、その母が他の都道府県に仕事を見つけて転居したため、請求人の居宅生活は困難となり、グループホームAに入所することとなった。
- 3 平成29年1月17日、請求人は部屋を引き渡した。
- 4 平成29年1月20日付けの「御見積書兼工事発注書」が、部屋の管理会社B社から請求人に届き、換新調、ボード補修、クロス貼替等の現状回復のため106,245円の請求がある。

- 5 平成29年1月25日付けで、請求人は、処分庁に対し、上記4を払うお金がないとして、住宅扶助（住宅維持費）の申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 6 平成29年2月3日付けで、処分庁は、本件申請を却下する。  
理由は、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-117を参考に検討したが、部屋の破損が通常の使用によって生じた破損ではなく、家庭訪問やあなたからの聞き取りにより、あなたの行為が原因で生じたものと判断せざるを得ないため。
- 7 平成29年2月16日、請求人は、大阪府知事に対し、保護申請却下決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求める審査請求を行った。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

##### ア 趣旨

お金がない。本件決定の取り消しを求める。

##### イ 理由

請求人は精神障害で、カッとなると建具等にあたり損傷あり、平成29年1月12日にB社より査定あり、見積は98,375円、現在までの生活費は、年金、保護費、作業所よりの手当である。今はグループホームA。処分庁が却下した本件申請は、法第14条及び「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の（2）の項目違法である。

- (2) 審理員が平成29年4月26日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

ア 請求人が提起した審査請求について、処分庁からの弁明書は平成29年3月31日受け取った。しかし、請求人の生活実態、精神障害、身体的状態を見れば「とにかく、支払うお金がない状態であり」弁明書は納得できない。次の通り反論するとともに、平成29年2月3日の一時扶助（住宅維持費）却下通知（以下「却下通知」という。）を撤回すべきである。

##### イ はじめに

そもそも私が代理人にいたったのは、転出日前日の平成29年1月16日請求人とその母親に対し家具修繕費は「お金を借りてでも払ってもらおう」と担当ケースワーカーから言われたと聞き、当時母親（後日C県に転宅）も生活保護受給者でとてもお金もなく、処分庁の態度に対し怒りを覚えた。これについては転出日に担当ケースワーカーに確認したが否定された。しかし担当者は請求人に対しては何回となく言われているようで「どうしよ

う、どうしよう」と嘆き精神的負担に追い込まれているのを見て「何とか助けることはないか」の思いからである。

市役所とは、市民が相談に行き役につく所として、税金で成り立っているものと思っている。特に処分庁においては、弱者および生活困窮者に対し実情に即して、誠心誠意対応して欲しい、弱い者いじめをしないでほしい。

尚、弁明書にある処分庁からの助言として審査請求があると、告げられたのは平成29年2月7日午前11時からの話し合いの中である。2月9日とあるのは間違いである。

(ア) 請求人は、お金がないため支払いができないので、引越し前の平成29年1月12日処分庁ケースワーカーのもとに、住宅扶助(住宅維持費)を申請書類提出、この時はまだ正式な修復費はわかっていなかった。後でB社修復見積もりが出来たらFAXを処分庁にすることになった。しかし実際には1月25日に再度の申請書類の提出はグループホームAで行われた。住宅扶助の申請書を二回行われたのではないか。

(イ) 平成29年1月31日のケース診断会議において、請求人の自閉症と不安障害の精神状態の実態から総合的判断すれば、とても修復費を支払うことが出来ない状態であることを知ることが出来なかったのか。

(ウ) 平成29年2月1日に処分庁より「支払って欲しい」と請求人の母親に対し電話連絡があり、現在C県に住んでいる母親は、「お金がないから支払うことが出来ない」と2月2日に手紙で返答したと述べている。母親に修復費の支払い義務はあるのか。

(エ) 処分庁は申請却下の理由として、問答集問7-117を請求人に提示しているが、請求人は法第14条、(住宅扶助)の中で、二補修その他住宅の維持のために必要なものの中で、住宅維持費(実施要項)イ、家屋の修理又は補修その他維持に要する費用(工により認定された額を除く)が「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第3の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、「基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において特別事情があると認められた場合、必要な額を認定して差しつかえないこと」が摘要すべきではないか。

(オ) 請求人は精神障害で、金銭勘定が出来ないことが担当者もご存じのとおり、現在の生活費は障害年金、保護費、作業所給料で賅っている。

このような生活を送っている請求人に、預貯金ができるわけがなく。とても処分庁にB社より提出した、御見積書兼工事発注書の106,245円のお金はなく、とても支払うことが出来ない。いったいどうしたら支払いができるのか特に教示願いたい。

(カ) 精神状態については、請求人が保護受給することにより、ケースワーカーが家庭訪問など頻繁に行き、日常的動向、生活実態などを把握し適切な処置、対策を講じることが出来なかったのか、ケース診断会議録の状況把握でも、請求人は「カッと」なって、自分自

身としてとめようがない、止められない状態に追い込まれ、すなわち「本人の意思でとめられない精神疾患」であった。

処分庁の障害福祉課の担当者、社会福祉法人D障害者支援センター相談支援専門員・介護福祉士もこの実情を十分承知のほうである。(平成28年3月2日と他ケース記録票) 又、精神障害で家具破損等の症状は精神的不安発生(自立支援が必要)の診察として、医療法人クリニックEの結果でみてとれるのではないか。

(キ) よって「特別な事情」が存在しているので、心ある裁決を求めるものである。

(3) 審理員が平成29年6月13日に受理した請求人の再反論書には次の趣旨の記載がある。

ア 後記2の(2)のアの(ア)「お金を借りてでも支払ってもらおう」件、

請求人と母親が二人で処分庁を尋ねたときに(1月16日)、処分庁の生活福祉地域担当者に対し「お金を借りてでも払わなくてはならないか」と尋ねたところ、「そうです」「借りてでも払ってくれ」と言われた、はっきりさせてほしい。

イ 後記2の(2)のアの(エ)「支払ってほしい」との電話の件

処分庁の生活福祉地域担当者より2月1日に請求人の母親に対し「払ってください」と電話があり。次の日に処分庁の地域担当者へ、手紙で「無職で働いていないのでお金がない」と記入、そして氏名請求人の母、捺印をして送付している。

ウ 請求人は障害手帳B1、障害年金2級で自閉症で不安障害、自分自身が制御出来ない件  
請求人の精神状態作業所などで仕事がうまくいかなかったりした時「イライラして物に当たってしまう」「自分自身の頭をかきむしったり」した。

処分庁発行のケース記録票にも、請求人と日常的に接し、精神状態をよく知るのは、処分庁の障害福祉担当者及び社会福祉法人D障害者支援センター相談支援専門員・介護福祉士である。ぜひ二人から意見を聞いていただきたい。又、クリニックEの受診時にも「イライラ」で発作を引き起こし、自分でどうしようもない状況に陥ったことがよくあった。

エ 結論

代理人は、却下通知書一時扶助(住宅維持費)の撤回を請求する。

請求人は精神障害者で、法第14条(2)住宅維持費イの文章中「特別な事情があった場合の必要な額を認定して差し支えない」の解釈を適用すべきと考える。

(4) 請求人から提出のあつた証拠書類には次の記載がある。

却下通知書には、「平成29年1月25日付であなたから申請のあつた一時扶助(住宅維持費)を却下したので通知します。1 却下した保護の種類 一時扶助(住宅維持費)106,245円 2 理由 申請のあつた住宅維持費の認定可否について検討するにあたり、問答集問7-117を参考に検討したが、部屋の破損が通常の使用によって生じた破損ではなく、家庭訪問やあなたからの聞き取りにより、あなたの行為が原因で生じたものと判断せ

ざるを得ないため、問答集問7-117答(3)にあてはまらないと判断し本申請を却下するものです。」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年3月16日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 弁明の趣旨

請求人が平成29年2月16日付けで提起した本件決定に係る審査請求(一時扶助(住宅維持費)申請却下決定処分事件に対する審査請求)について、これを棄却する旨の裁決を求める。

### イ 審査請求書記載事実の認否

(ア) 「請求者は精神障害」について

医療要否意見書では、自閉症・不安障害と診断されている。

(イ) 「カッとなると建具等にあたり損傷あり」について

認める。

(ウ) 「B社より査定あり、見積は98,375円」について

おおむね、認める。もっとも処分庁に提出された見積書では106,245円であった(審査請求書記載の額は、おそらく税抜価格であると思われる)。

(エ) 「現在までの生活費は、年金・保護費・作業所よりの手当である。今はグループホーム」について

認める。

(オ) 「処分庁が却下した」以降について

争う。

### ウ 事実の経過

(ア) 平成26年9月26日

請求人の生活保護受給が開始される。

(イ) 平成27年11月16日

処分庁職員が請求人の自宅を訪問する。請求人の部屋はきちんと掃除されていたものの、壁にいくつかの穴が開いているのを発見した。処分庁職員が請求人に対してその理由を聞くと、「イライラして開けてしまった」とのことであった。もっとも、

請求人は、今はイライラすることもなく落ち着いていると話していた。

- (ウ) 平成28年8月1日  
処分庁職員が請求人の自宅を訪問する。処分庁職員は、ふすまに多数の穴が開いているのを確認し、請求人にその理由を聞いたところ、「イライラが溜まると物に当たってしまう」とのことであった。処分庁職員は、請求人に対して物に当たることがないように注意した。
- (エ) 平成28年10月24日  
今まで請求人の家事援助をしていた請求人の母からC県へ転居するとの申出があった。請求人は、単身で居宅生活ができると主張したが、金銭管理能力に難がある点やいらいらして家の物を壊すなど精神状態に不安があるため、処分庁職員は、グループホームへの入所を提案した。
- (オ) 平成28年11月2日  
請求人は、グループホームAの見学を行った。見学を終えた後、体験入所を行うことになった。体験入所に際し、請求人の送迎は、請求人の祖父である代理人が行うことになった。
- (カ) 平成28年11月7日  
代理人が処分庁に来所した際、請求人との関わりについて確認した。代理人は、「長い間、請求人と会ったことは無かったが、母が転出した以上はできる限りの支援はするが、年金生活のため金銭的支援はできない。」とのことであった。
- (キ) 平成28年12月22日  
請求人は、2回の体験入所を経て、請求人の受入が可能であるとグループホームA側からの了承を得た。処分庁は、請求人に対し、住居解約を家主に申し出ること、引越作業の手伝いを代理人に依頼することを助言した。
- (ク) 平成28年12月26日  
請求人から家主に対し住居解約を申し出たとの報告があった。また、引越作業は代理人では困難とのことで引越業者を利用することになった。
- (ケ) 平成28年12月28日  
請求人より引越業者3社分の見積書の提出があった。請求人は、引越し費用について費用捻出困難とのことであり、保護変更申請書が提出された。処分庁は、転居移送費について、局長通知第7の2の(7)のアの(サ)に基づき認定した。
- (コ) 平成29年1月16日  
請求人のグループホームA入所日が翌日17日となった。請求人によると、「17

日に家主に部屋を引き渡すが、部屋には破損部が多数あり、原状回復費用を請求される可能性が高い」とのことであった。

その上で、原状回復費用について、生活保護から支給されるのかとの質問があった。処分庁は、「生活保護手帳では住宅維持費の名目で原状回復費用が支給される場合も規定されているが、問答集問7-117答がある」ことを説明し、「故意に壊したことによる破損であるならば、同問答(3)に該当しない」ことを説明した。

同日、代理人から処分庁に連絡があり、原状回復費用を請求された際に住宅維持費は認定されないのかと質問があった。処分庁は、請求人に対して説明したのと同様、「問答集問7-117答(3)により、故意に生じた破損であるならば、申請があった場合でも住宅維持費が認定されるかはわからない」と説明した。また、現段階では原状回復費用の請求があるか不明のため、今後家主がどのような対応をするのか進展があれば連絡するよう依頼した。

(サ) 平成29年1月17日

請求人が来所し、転居移送費を支給した。処分庁は、請求人に対し、問答集問7-117の写しを渡し、住居維持費の認定について説明した。

処分庁職員が問答集に基づき、「故意、重過失によって毀損した部分の修繕ではないこと」について、「本件の部屋の破損は、請求人によって故意に生じたものではないのか」と指摘すると、請求人は、「確かに壊したのは自分だが、病気でいららしてやったことだから故意ではない」と主張した。

処分庁職員は、請求人に対し、家主にまだ見えていない状態では判断もできないので、家主から原状回復費用の請求があれば報告するように請求人に伝えた。

また、処分庁職員は、請求人が住宅維持費の申請を行うことは可能であることと同時に、処分庁が申請を受理したからといって、必ずしも住宅維持費を認定することではないと念を押して説明した。

(シ) 平成29年1月27日

請求人から前住居の原状回復費用の工事見積書が提出された。また、請求人は費用捻出困難であると、住宅維持費を申請する本件申請書が提出された。処分庁では、認定可否について、ケース診断会議に諮り決定することとなった。

(ス) 平成29年1月31日

処分庁は、請求人より申請のあった住宅維持費の認定についてケース診断会議を開催した。

会議の結果、問答集問7-117を参考に検討したところ、部屋の破損が通常の使用によって生じた破損ではなく、家庭訪問や請求人からの聞き取りにより、請求人自らの意思で破損したことが原因で生じたものであると判断せざるを得ないため、問答集問7-117答(3)にあてはまらないとし、申請を却下する決定となった。

(セ) 平成29年2月3日

処分庁は、住宅維持費の申請について、本件決定を請求人宛てに送付した。また、代理人にも連絡し、本件を却下した経緯について説明した。代理人は、詳しく話を聞きたいとのことで、後日面談を行う運びとなった。

(ソ) 平成29年2月9日

代理人が処分庁に来所した。処分庁職員は、請求人宛てに通知した却下通知書の却下理由について読み上げた。

代理人は、部屋の破損は請求人の行為によるものだが、故意によるものではないため問答集問7-117答(3)に該当し、住宅維持費は支給されるはずだと主張した。そこで、処分庁職員は、代理人に対し、却下決定について不服があれば審査請求は可能であり、審査請求の方法について説明した。請求人の意向を確認した上で、審査請求について検討するよう助言した。

#### エ 本件審査請求に対する意見

請求人は、処分庁職員が家庭訪問を行った際、元居宅の破損について、「イライラして開けてしまった」「イライラすると物に当たってしまう」と、自らの意思で破損したことを認めている。そのため、請求人が貸主から請求されている原状回復費用について、家庭訪問や請求人からの聞き取りにより、通常の使用によって生じた破損ではなく、請求人が故意に破損させたと判断せざるを得ない。したがって、保護の基準が定める住宅維持費について、局長通知第7の4の(2)のイ及び問答集問7-117答(3)の基準には該当せず、本件申請を却下した処分庁の決定に違法性は無い。

また、精神障害が原因で部屋に損傷を与えたという主張についても、請求人は、いららして物に当たり建具を壊したという自覚を有している。すなわち、請求人は、精神障害により無意識で行ったものではなく、建具を壊してはならないという規範に直面しながらも破損してしまったことが認められる。したがって、請求人が故意なく破損したという主張は認められない。

以上より、処分庁が本件決定を行ったことについて、違法性はなく、不当でもない。

#### オ 結論

よって、本件審査請求棄却の裁決を求める。

(2) 審理員が平成29年5月26日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア 反論書に対する認否

(ア) 前記1の(2)のイの「はじめに」について

第1段落については、知らないし否認。

担当ケースワーカーは、請求人の母親に対して、「お金を借りてでも払ってもら



う」という発言は一切行っていない。

第2段落については、争う。

第3段落については、認める。

(イ) 前記1の(2)のイの(ア)について

請求人が住宅扶助申請書を2回提出したことについては、認める。

なお、請求人が来庁し、本件申請書を最初に提出したのは、平成29年1月17日である。しかし、提出された本件申請書には、請求人が主張するように修復費等の記載が無かった。そのため、処分庁は、B社から修復見積書を取得し、請求人の新住所であるグループホームAにかかる見積書を同封して本件申請書の用紙を送付したところ、1月27日付けで請求人から見積書と併せて改めて申請書が提出された。

すなわち、当初の本件申請書には修復費用等の記載がないという不備があったため受け付けることができず、1月27日付の本件申請書をもって申請として受け付けたものである。

(ウ) 前記1の(2)のイの(イ)について

否認ないし争う。

本件決定は、一時扶助(住宅維持費)申請却下決定処分であり、請求人の経済状況を鑑みて判断できるものではない。すなわち、請求人が故意で住宅付帯設備を破損させた以上、その責を免れるものではない。

(エ) 前記1の(2)のイの(ウ)について

請求人の母親に対して電話連絡で支払を求めたことについて、争う。

処分庁は、請求人の母親に対して電話は掛けておらず、母親からの電話に対し、後記イの(ア)のとおり発言したにすぎない。

(オ) 前記1の(2)のイの(エ)について

争う。

弁明書記載のとおり、請求人が住宅の付帯設備を破損させた行為について故意であったと認定したため、申請を却下したものである。

(カ) 前記1の(2)のイの(オ)について

(オ)については、不知。

本件決定と支払能力については次元の異なる問題である。

(キ) 前記1の(2)のイの(カ)について

争う。

(ク) 前記1の(2)のイの(キ)について

争う。

## イ 処分庁の主張

### (ア) 請求人等に対する支払請求について

本件決定は、住宅維持費を支給しないと決定したものにすぎず、処分庁から請求人に対して何らかの支払いを求めるものでもない。そのため、処分庁から請求人や請求人の母親に対して、「お金を借りてでも払ってもらおう」等の発言をすることはあり得ない。

処分庁は、請求人の母親から電話を受けた際、請求人の母親が請求人の連帯保証人となっていることから、賃貸人から本件住宅の修復費について請求されるおそれがあることを説明したにすぎない。

なお、請求人の母親は平成28年11月7日付で生活保護が廃止されたため、処分庁は、その後の請求人の母親の資産状況について知る由もない。

### (イ) 本件決定について

#### a 本件決定の基準について

保護の基準が定める住宅維持費について局長通知第7の4の(2)のア及び問答集問7-117によると、原状回復費用は、敷金等により補填されるべきものであり原則として支給されないとされているところ、敷金を支払っていないとき等補填されるべきものがない場合、支給要件を満たしたときに限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとしている。かかる趣旨は、賃貸住宅の原状回復義務を賃貸人が負っているため(民法第606条)、住宅維持費の支給が賃貸人の利益になることを避ける点にあると考えられる。

ところで、処分庁が原状回復費用につき、住宅維持費として支給するための要件として、生活保護受給者が故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないことが求められている。そもそも、原状回復費用が敷金等で補填されていない場合、住宅維持費の受給を受けられないとなると、生活保護受給者が原状回復費用を負担することになるため、生活保護受給者の支払能力を考慮するならば故意・重過失を支給要件に含めるべきではない。それにもかかわらず、敷金等で補填されていない住宅維持費について故意・重過失がある場合に支給しないとされている理由は、生活保護受給者の支払能力の有無ではなく、自らの意思で破損させるような通常の使用を大きく逸脱する行為についてまで住宅維持費を支払うべきではないという点にあるとするのが相当である。

したがって、原状回復費用の請求を受けた金額のうち、生活保護受給者が故意・重過失で毀損した場合については、生活保護受給者の支払能力の有無に関わらず、住宅維持費として支給すべきではない。

b 請求人の故意について

処分庁としては、請求人の支払能力が乏しいことは承知しているが、前述のとおり、本件決定において考慮すべき問題ではない。ところで、請求人の住宅付帯設備等の破損については、弁明書でも述べたとおり、請求人は、物を壊してはならないということを理解した上で住宅付帯設備を破損したと言わざるを得ず、故意が認められる。

というのも、処分庁の担当ケースワーカーは、何度も面談や家庭訪問を行い、請求人の状況把握に努めてきた。その中で、担当ケースワーカーは、請求人が「イライラ」して家具等を破損していることについて、家庭訪問等を通じて把握し厳重に注意した。その際、請求人は、「イライラ」して行ったことを認めるなど破損について自覚がある態度を示しており、「イライラ」を制御できないような精神状態とは認められなかった。また、クリニックEの医療要否意見書においても、請求人が感情をコントロールできないような精神状態であったことは全く窺えない。

したがって、請求人は、故意により住宅付帯設備等を破損したと認められる。

c 結論

以上より、請求人は故意により住宅付帯設備等を破損したといえ、処分庁は、保護の基準が定める住宅維持費について局長通知第7の4の(2)のア及び問答集問7-117に従い、本件決定をした。

よって、処分庁の下した本件決定に違法性はなく、不当でもない。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が、平成26年9月26日に受理した賃貸借契約書には、

「契約締結日 平成24年3月16日(自動更新)

契約期間 H24. 3. 28~H25. 3. 27

貸主 F

管理会社 B社

所有者 F

借主 請求人

連帯保証人 請求人の母、

間取 洋6.0畳、K3.0畳

賃料(月額) 28,000円、

共益費(月額) 2,000円、

敷金、礼金、保証金、補修費はなし。

第12条(明渡し)で、借主は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を現状回復しなければならない。」と記載されている。

イ 処分庁が、平成28年12月20日に受理した医療要否意見書には、「傷病名 自閉症不安障害、初診年月日 平成28年5月23日、主治医意見 母に対する精神的な依存

が大きく、単身生活となってからも母が毎日夕食等の家事をしに通っており、帰宅後も頻回に電話をかけ確認をくり返す生活となっていた。7月末にアカシジア様症状がみられたことで服薬を嫌い介入ができなかったが、10月に母が遠方に転居したため、グループホーム入居を希望している。」との記載がある。

ウ 処分庁が、平成29年1月27日に受理した本件申請書には、「住宅扶助（住宅維持費）を受けたく申請します。扶助申請金額：金106,245円 理由 家を出る時に、いえをなおすお金をはらう事になりましたが、はらうお金がないため」との記載がある。

エ 処分庁が、平成29年1月27日に受理した御見積書兼工事発注書には、「御見積金額 ¥106,245 退去者負担

品名	工事詳細	数量	単位	単価	金額
1	換新調 押入れ	2	枚	25,000	50,000
2	ボード補修 洋室 壁	1	式	16,000	16,000
3	クロス貼替 洋室 壁（一部）	2.5	m	850	2,125
4	ボード補修 キッチン壁	1	式	8,000	8,000
5	クロス貼替 キッチン壁（一部）	5	m	850	4,250
6	ポスト交換 玄関トビラ	1	式	18,000	18,000
					小計 98,375
					消費税 7,870

」との記載がある。

オ 処分庁が、平成29年1月31日に実施したケース診断会議録票には、  
「現在の処遇状況 請求人のみ障害単身世帯。療育手帳B1を所持し障害年金2級受給中。自閉症、不安障害のため障害福祉サービスを利用し単身居宅生活を送っていたが、身の回りの世話をしていた母が遠方に転居したことで、居宅生活を継続させていくことが困難となった。そのため、平成29年1月17日付でグループホームAへ入所することとなり、居宅は平成29年1月中の契約解除となった。  
問題点（経過、状況等） 請求人はイライラすると物にあたるが多々あった。平成27年11月6日に家庭訪問した際、壁に穴が空いていることを確認し、請求人に理由を聞くと「イライラして空けてしまった」とのこと。壁の穴は平成28年8月1日の家庭訪問時も確認されている。なお、社会福祉法人DのG氏が確認したものによると、襖、襖横の壁、キッチンの壁に穴があり、郵便ポストが壊されている状態だったとのこと。  
請求人がグループホームA入所のために居宅を解約し、家主に部屋を引き渡す際、請求人が空けた穴について現状回復費用の請求を受けた。請求人、現状回復費用の捻出が困難とのことで住宅維持費を申請したいと本件申請書の提出があった。  
問題点の要約 請求人の住宅維持費の認定について、壁の穴は請求人が自ら空けたものだが、問答集問7-117に基づき住宅維持費を認定することが妥当か否か。  
診断結果 家の損傷については経年劣化ではなく請求人によるものであるため、問答集問

7-117に基づき住宅維持費は認定できない。よって本件申請は却下する。」との記載がある。

カ 前記1の請求人の主張の(4)と同一書類

3 平成29年7月12日に実施した口頭意見陳述の概要は以下のとおりである。

請求人代理人及び処分庁は、以下のとおり陳述を行った。

(1) 代理人意見陳述

私は、請求人の祖父にあたり、平成29年2月3日付の処分庁で行った本件決定の撤回を求めするために、代理人をすることになった。H市に住んでおり、年は76歳で、妻72歳と、二人で年金生活を送っている。

請求人が平成24年3月より居住している住居内に、今まで私は入ったことはなかった。

ただ、転出当時、家主と請求人の母との立ち会いで、不動産業者の担当者が修理見積ということで、算出もあって、一応立ち会ったということになっている。

請求人は精神障がい自閉症、不安定で、かっとなると建物などに当たり、特に人に怒られたりしたときには、自分が自分で抑えられないようなことがあったというようなことは聞いている。

当日は、ふすまとか壁とかの傷を見て、正直びっくりした。これが精神障がいという病気かなと思ったわけである。

請求人の生活は、障害年金と保護費、作業所の給料が月に5,000円ぐらい、これで賅われていると思うが、それによっては生活が苦しいということなので、このような状態では、修復費、修理代は払えないということで、平成29年1月17日に修繕費をもとめる本件申請書を提出した。反論書に書いたように、同月25日と、2回提出しているということである。これに対して、同年2月3日付の処分庁より、保護変更却下の通知が、グループホームに届いたのである。

その連絡を受けて、却下の理由を聞きに、私は処分庁を訪ねた。そのときに、処分庁職員が対応し、私の友人も同席した。

療育手帳B1、障害年金2級での、つまり健常者と違い、いらいらが多いということを私は強調したのであるが、これが聞き入れられず、処分庁の決定が不服であるのであれば審査請求をしたらいいということ、私はそのときに教えられた。

それで、同月16日に、お金がないために支払いができないと、大阪府知事に対して審査請求を出すことにした。

私は、審査請求の基準は、法や生活保護の基準などを定めている通知、住宅維持費については局長通知第7の4の(2)の(ア)、そして、問答集問7-117による引用をもって、今回だめということなのであるが、私の主張は、法第14条で住宅扶助が定められ、これは住宅を維持するためのものでもあり、また、局長通知第7の4の(2)のイで、家屋の修理または補修、その他維持に要する費用が、やむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じた額の範囲以内において、この特別基準の内容にあったものとして、必要な額を認定して差し支えないのと違うやらかと、妥当でないかということ、処分庁に言った。なので、申請書却下の取

り消しを求めている。

やむを得ない事情というのは、申請者は障がい者であり、そのところは加味していただきたい。

私たちが特によりどころにするのは、憲法第25条。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利と、法第1条、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する。第2条、無差別平等と。そして第14条の住宅扶助と、私は思っている。

現在、請求人は、I市のグループホームに入所している。

一人での外出は困難で禁止であり、1か月に2回ないし3回程度ガイド付きで外出し、面会も、事前に親の申し入れを行わなかったらできないということになっている。

このような状態で、請求人の審査請求について、私が代理を引き受けた。

心温まる裁決をお願いしたいと思う。

## (2) 代理人からの質問と処分庁からの回答等

### ア 代理人からの質問

○代理人 5点質問する。

1点目は「お金を借りてでも補修費を支払えとケースワーカーのJさん本当に言ったのか。これが一番、気になっている」。2点目は「請求人の母は、前年度まで生活保護を受給しており、現在はC県に住んでいるがお金がない状態なので、平成29年2月2日の電話に対し、お金がないので支払いがちょっと難しいと手紙でケースワーカーのJさんに返事をしたと母から聞いているが、その手紙は届いているか」。3点目は、ケースワーカーの記録などはもらったが、市の障がい福祉担当者及び社会福祉法人Dの障がい者支援センターの専門員の介護福祉士Gさんの意見は、どの程度採用されたのか、この人たちのほうが請求人の状況をよく知っているのではないかというのが私の認識であり、こういう人たちの意見は、どのように採用されたのかということが報告書などがあるのではないかなと思うのでそこを聞きたい。

4点目は、さっき言ったが、やむを得ない事情なのであり、その辺のところはケースワーカー記録にも書いてあるし、医者診断も、これもあれかなと思うが、その辺のところをちょっと詳しく説明していただきたい。

それと5点目、健常者だったら、ふすまとか壁とかに穴は開けず、障がい者やから突然こういう行動に出るので、処分庁は、やはり障がい者だということで差別しているのと違うかなという感じを私は受けた。

いろいろ言ったが、この5つについて、適切な答え、答弁をしていただきたいと思う。

### イ 処分庁からの回答

○処分庁職員

1点目「お金を借りてでも支払ってほしい」と言ったということに関しては、言っていないということしか言えない。

2点目の、請求人から、母より「無職でお金がなく支払えない」との手紙は本当に届いていないのかということに関しても、そういう手紙が届いているならば、必ず收受もしている

し、上司や私も見ているはずである。でもそれを見ていないし、収受されたところもないしケース記録にもないと。もしあったとしたら、その資料も付けてお渡ししているのだから、「届いていない」と言わざるを得ない。

3点目の、「保護申請却下決定の処分に当たり」というところに関しては、ケースワーカーが適宜きちんと家庭訪問をして、そちらで見聞きした情報、これがすべてかなというところはあるので、その情報に基づいて、今回の決定をさせていただいた。だから、代理人が言われるような資料はない。

4点目の、請求人の現状を見て、法14条「やむを得ない事情がある」と認められないのかということに関しても、本人さんがいらいらして穴を開けたというところで、弁明書等にも書かせていただいたが、やはり故意ある行為ということになるので、やむを得ない事情には当たらないと判断した。

「健常者であれば、ふすま・壁などに穴を開けたり等はしない」というところであるが、物に当たるという言葉があると思う。「物に当たる」という言葉がある以上、例えば健常者の人、障がい者の人、それら関係なく、かっとなったときにはそのような行為に出る人もいるのかなと思う。精神障がいだからそういうことがあるとか、健常者だからそういうことがないということは、原則としては言えないのではないかなという結論である。

5点目、処分庁としては、障がい者の差別意識はない。

#### ウ その他質疑応答

○代理人 私が気になるのは、この社会福祉法人Dの障がい支援センター相談専門員、介護福祉士の女性の方が、ケースワーカーの担当の方よりも、請求人に対し、接触というか、面倒を見るというか、そんなことをしてはったと思う。社会福祉法人Dのこの福祉担当の方の取ったコンタクトはどうなっているのか、報告は受けていなかったのか。

○処分庁職員 担当ケースワーカーの方と適宜、情報交換はあったかと思う。

○代理人 一番よく知ってはるのはこの人である。

○処分庁職員 しかし、原則としては、やはり一番根拠にすべきところというのは、ケース記録であったりとか、家庭訪問に行ったときの担当ケースワーカーが、どのように見たかというところが根拠になってくることになる。

○代理人 担当ケースワーカーにあれだけけど、その人が尋ねて行ったとき、家庭訪問した後がすごいんだと、何を言ったかは知らないけど、担当ケースワーカーが家庭訪問するときは、すごくいらいらするのが激しいというのを請求人の母から聞いている。

私は、ここに載っている社会福祉法人Dの方、市の障がい者福祉の担当者、そんな人のほうがよく知ってるのと違うかなと、私は思っている。

○処分庁職員 それはどう思われているかまでは私たちもわからないが、そこに関してのお答えはしようがないかなということになる。

○代理人 1回聞きに行きたいんですけど、この社会福祉法人Dの女の方に聞きたい。これは、他から聞いたのだが、医者へ行ったのもこの人がいたときだと思っただけ。顔かきむしって、血が出るぐらい、いらいらしていたというようなことを聞いている。そんなところは、この人はよく知ってるのと違うかなと私は思っている。どうにもならないかと。本当に。

(3) 審理員からの質問

- 審理員 弁明書に「平成27年11月16日に、処分庁職員が請求人の自宅を訪問する。請求人の部屋はきちんと掃除されていたものの、壁にいくつかの穴が開いているのをケースワーカーが発見した。ケースワーカーが理由を聞くと、「いらいらして開けてしまった」ということであり、平成28年8月1日には、またケースワーカーの自宅を訪問の際、物には当たらないようにと注意はされていた、ここは、事実として認めさせていただく。
- 代理人 穴が開いてる。確認してるからね。いったん連絡きちんと聞いている。それと追加で質問をしたい。ケース記録をもらったが、中を見ると「いらいらして」と、みんな書かれている。精神障がいであり、重い。
- 審理員 請求人がいらいらしているということに対して、処分庁に質問する。いらいらしているという現状ではあるが、いらいらした結果、ふすまや壁に穴が開いたということについて、「故意」と認めたことをもう少し説明をお願いします。
- 処分庁職員 いらいらするからといって、誰も彼しものが物に当たるということはないと思う。物に当たろうというときは、物を破壊するとか、そういう症状がない限り、そういうことは起らないというところがあるので、いらいらすることが、イコール物を破損することではないと、私たちは考える。
- 審理員 代理人の質問を認める。
- 代理人 誰でもそうだと思うけど、いらいらしたら、私らが喧嘩するのといっしょと違うかと。ただ、精神障がい、いらいらがずっと続いている。日常的に起こっている。たまたま、年度おきに1回とか2回ということではない。精神障がいで、いらいらとずっとしてるのである。ケース記録にもずっと書いてある「いらいらしている」と。そんなの分かっているのに、なんでかなど。
- 審理員 代理人に質問する。請求人は、平成24年3月26日、保護開始前に入居され、このときの連帯保証人は請求人の母であるが、この入居時の契約などについて代理人は内容などを知っているか。
- 代理人 いや、知らない。私はそのときのことは知らない。悪いが、全然分からなかった。
- 審理員 分かりました。続いて、代理人及び処分庁に質問する。  
処分庁としては、確かに人間誰もいらいらするし、そのいらいらの解消方法というのはいろいろある中で、請求人は、例えば、こうしたら壁に穴が開くということ、考える能力というのはある方と思われるか。
- 代理人 あったとは思いますが、ただ、きれたときにはがんといってしまう。
- 処分庁職員 我々としては、たたけば壊れるというところまでは分かっている、例えば、いらいらしやすい、精神的な症状でいらいらしやすいということは、もちろんこちらとしても認めてはいるが、そうではなくて、その結果が分からないような状態ではないと判断した。それこそ、普段のケースワーカーと請求人さんとの面談の内容を総合的に判断して、前後不覚になって何か分からないというようなことは、そのケースワーカーと請求人さんでのやり取りの中では特にない。また、壊したらだめと思いながら、正直やってしまうというようなことも聞いており、判断能力はあられると判断した。
- 審理員 代理人に質問する。その点については、こうしたらこうなるということまでは、基



本的には請求人さんは理解はされているということによろしいか。

○代理人 そう思う。こうしたらなるということは分かっていると思う、これは。思うけれども、こうすることによって、そのときの精神状態が私は障がいと違うかなと思ってるから、そういうことを今言っている。

こうしたらこうなるということ分かっているから、作業所にも行けている。ただ、作業所で怒られたりしたときに、ぶつかけたりするのと違うかなと。

ふつう、実際はそんなことないでしょう。何かするというとき、波があったときにがんと、いくことになるのと違うやろうかなと、私はそう思っている。そういう病気になった人は。

○審理員 問答集問7-117「賃貸家屋からの転出にあたり原状回復費用の請求を受けた場合」において、次のいずれにも該当する場合に限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとあり、(1)「原状回復につき特約があること」とあるが、今回はなかったということ。(2)「原状回復の範囲が、社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲である」ということに対し、処分庁としてはそう判断しなかった。そして、次の(3)「故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと」、これが、今回の争点であり、代理人は「故意ではない」という主張をされているが、処分庁においては、「請求人には判断能力はあるのだから、残念ながら故意としか認められない」という判断をしたということになるうかと思うが、それぞれ付け加えるべきことを付け加えていただきたい。

○代理人 請求人は私の孫で、父親や母親に見はなされて、処分庁のはからいでグループホームに行かせてもらった。ありがとう。月に3日くらい、ガイド付きでしか、外に出られない。かわいそうやなと思っている。面会にも行きたいと言ってるが、母親の許可がいるらしく、なかなか行けない。来いと言われたらなんぼでも私は行くけど。

ちゃんとしてあげたい気持ちがあり、あまり関係ないのだが代理人になった。正直なところ「あかん」と、いわゆる「却下」と言われるのだったら、私自身お金もないし、審査請求という重たいことしてるんやけども、全額は払えないなと思ったりもしているが、請求人は二十いくつやけれども、かわいそうで、こういう人は、だれか助けるというか、手を差し伸べることがないんやろうかなと思って、そういうように感じている。

できたら、やはり心温まることは何かしてやってほしいなと、思っている。

○審理員 おじい様としてお孫様を思うお気持ちは本当に分かる。

○代理人 お金あったら何かしてあげたいと思うけど、金もできないから。何とかしてあげたいから審査請求をした。孫のことはずっと気にしているんや。

○審理員 10何万とかというお金、現在はどのようになっているのか。

○代理人 1回、家主の女性から電話がかかってきた。「どうなってますか」と言って。今「話し中ですんねん。」とは言ってるんやけど。「今話し中で、結果は出てませんねん。」と。そういう電話はかかってきた。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に

対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項の第1号において、「住居」、第2号において、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

- (2) 保護の基準の別表第3住宅扶助基準の1 基準額は、「補修費等住宅維持費の額（年額）120,000円以内」と定めている。
- (3) 局長通知第7の2の(7)のアの(サ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」と定めている。
- (4) 局長通知第7の4の(2)のアは、「保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。」と定めている。
- (5) 問答集問7-117答(3)は、「(前略) 契約時において敷金を支払っておらず(略) 転出時に現状回復費用を請求された場合については、次のいずれにも該当する場合に限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えない。認定額については、局第7の4の(2)のアに定める額の範囲内であり、かつ、局第7の4の(1)の力に定める額(略)を上回らない額とする。
  - (1) 原状回復につき特約があること
  - (2) 原状回復の範囲が、社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲であること
  - (3) 故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと」と記している。
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第606条(賃貸物の修繕等)は、「賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。」と定めている。

## 2 本件決定について

- (1) 本件決定についてみると、処分庁は、前記1の(5)を根拠とし、「部屋の破損が通常の使用によって生じた破損ではなく、家庭訪問やあなたからの聞き取りにより、あなたの行為が原因で生じたものと判断せざるを得ないため、問答集問7-117答(3)にあてはまらないと判断し本申請を却下するものである。」とし、本件申請を却下したことが認められる。
- (2) 処分庁は、「請求人は、精神障害により無意識で行ったものではなく、建具を壊してはならないという規範に直面しながらも破損してしまったことが認められる。したがって、請求人が故意なく破損したという主張は認められない。」旨の主張をしている。

- (3) 本件審査請求の争点は、処分庁が、前記1の(5)を根拠としていることから、請求人が、故意で建具等を破損したかどうかである。

故意とは、「自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、あえてその行為をすること」(法律学小辞典 第4版 有斐閣)とされており、請求人の行為がこれに該当するかどうかの判断が求められる。

- (4) 故意であったかどうかの観点から、請求人の精神状態、行為及び障がいについてみる必要がある。

ア 医療要否意見書には、アカシジアの症状がみられたという記載がある。アカシジアとは、抗精神病薬の服用中に起こることのある副作用であり、イライラしたり、衝動的に自分を傷つけたりする症状に特徴がある。

このことから、抗精神病薬の副作用があり、イライラしていたと推認される。

イ また、請求人の精神状態は、作業所などで仕事があまくいかなかったりした時「イライラして物に当たってしまう」「自分自身の頭をかきむしったりした」という状態であった。(再反論書)

さらに、クリニックEの受診時にも「イライラ」で発作を引き起こし、自分でどうしようもない状況に陥ったことがよくあったというような精神状態であった。(再反論書)

処分庁職員は、ふすまに多数の穴が開いているのを確認し、請求人にその理由を聞いたところ、「イライラが溜まると物に当たってしまう」との精神状態(弁明書)であった。

また、処分庁職員が「本件の部屋の破損は、請求人によって故意に生じたものではないのか」と指摘すると、請求人は、「確かに壊したのは自分だが、病気でいらいらしてやったことだから故意ではない」と主張したとの記載(弁明書)がある。

口頭意見陳述においては、代理人は、請求人について「顔かきむしって、血が出るくらい、いらいらしていたというようなことを聞いている。」との発言があった。

- (5) 前記(4)に記載した状況から、請求人の精神状態、行為及び障がいの程度を総合的にみると、請求人は、自分の行為から一定の結果が生じることを知りながら、建具等を破損したことが認められるが、その一方で、障がい原因となり、自らの行為を抑制することが困難な精神状態にあったため、建具等を破損したのであって、あえて建具等を破損しようとしたわけではないことがうかがえる。

したがって、前記1の(5)に記している故意に該当するとの十分な根拠はないと判断できる。

- (6) また、代理人は、反論書、再反論書及び口頭意見陳述において「請求人と日常的に接し、精神状態をよく知るのは、処分庁の障害福祉担当者及び社会福祉法人D障害者支援センター相談支援専門員・介護福祉士であります。ぜひ二人から意見を聞いていただきたい」と主張している。

しかしながら、処分庁は、建具等を破損したときの精神状態等について判断すべきであ

るところ、この二人から意見を聞くことなく、もっぱら面談や家庭訪問時の請求人の状況をもとに本件決定を行っており、十分な調査を尽くし本件決定を行ったとは認めがたい。

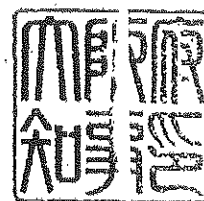
- (7) 以上から、処分庁が、請求人の精神状態、行為及び障がいの程度を十分に調査せず、故意に該当するとした本件決定は不当であると言わざるを得ず、本件決定の取消しを免れない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月20日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。